

(整理番号 1742)

香川地方最低賃金審議会
第2回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

| | | | |
|------|---|------|------|
| 開催日時 | 平成29年9月20日 15時00分～16時45分 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席2人 | 定数3人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| 主要議題 | 1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について (金額審議) | | |
| 議事要旨 | <p>1. 主な審議事項</p> <p>①労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>②事務局（香川労働局賃金室）より最低賃金に関する基礎調査結果について説明がなされた。</p> <p>③香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金額について労働者側、使用者側より提示金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2. 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 904円(+35円)</p> <p style="padding-left: 40px;">根拠 : 香川県製造業の平均高卒初任給は月額163,300円、時給940円であり、その差71円を2年間で解消するため。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 881円(+12円)</p> <p style="padding-left: 40px;">根拠 : 原材料の高騰、人手不足による受注・行程の不調等先行きが見通せない状況下、企業の存続と雇用を守ることが重要であるが、香川県最低賃金の引上げ額24円を考慮し、その2分の1を提示。</p> <p style="text-align: center;">労働者側、使用者側共に歩み寄りの様子がうかがえない為、次回の専門部会において引き続き審議することを確認し、散会。</p> | | |